

# 令和4年4月からの

## 中野区産後ケア事業の変更内容について(ご案内)

### ■変更内容

#### 1. 産後ケア事業利用カードをかんがる一面接を受けた全ての方に発行します。

「産後ケア事業利用カード」は、これまで、かんがる一面接時に支援が必要と認められる方にお渡ししていましたが、必要となった際に、より早期に産後ケア事業をご利用いただけるよう、4月からは、かんがる一面接時に全ての方にお渡しすることになりました。

#### 2. 産後ケア事業の利用回数の制限を柔軟化します。

下図のとおり、サービスの種類ごとの利用回数の壁を取り払い、全利用回数の合計15回(多胎児21回)の中で利用者のニーズに沿ったサービスが利用できるようになります。

※ただし、ショートステイについては最大7回迄の利用となります。

令和4年3月31日まで			→	令和4年4月1日から
ショートステイ 5回	デイケア 5回	アウトリーチ 5回		ショートステイ(7回まで)、デイケア、アウトリーチをニーズに合わせて 15回利用可能

※ 利用できる期間については今まで通り、ショートステイは生後5ヶ月になる前日、デイケアは生後7ヶ月になる前日、アウトリーチは生後1歳になる前日までとなります。

### ■変更後の産後ケア事業の利用

#### 【産後ケア事業利用カードをお持ちの方】

お手持ちの「産後ケア事業利用カード」により、引き続きご利用いただけます。

#### 【産後ケア事業利用カードをお持ちでない方】

産後ケア事業をご利用いただく際には、お手数ですが、お住まいの地域を担当する「すこやか福祉センター」でご申請をいただき「産後ケア事業利用カード」を受領後、各種サービスをご利用ください。

※産後ケア事業の詳細は、ホームページをご参照下さい。



中部すこやか福祉センター(中央 3-19-1)	03-3367-7788	
北部すこやか福祉センター(江古田 4-31-10)	03-3388-0240	
南部すこやか福祉センター(弥生町 5-11-26)	03-3380-5551	
鷺宮すこやか福祉センター(若宮 3-58-10)	03-3336-7111	

★産後ケア事業の各種サービスは、裏面の実施施設へ連絡し予約のうえご利用ください。この際、各施設の利用状況により、希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。